

平成 22 年度 水道水質基準逐次改正検討会 (Vol. 1)

(2010. 7. 12 開催)

厚生労働省における平成 22 年度 水道水質基準逐次改正検討会が 7 月 12 日開催された。

1. 議事

1) 従来の基準値をさらに強化するものとしてトリクロロエチレンを現行 0. 03mg/L を 0. 01mg/L 以下とするとした。*トリクロロエチレンの基準値設定の経緯は後日に解説

2) 最近の科学的知見に基づく今後の水質基準等の改正方針

①新たに内閣府食品安全委員会による健康影響評価が得られた項目

- 1) クロロホルム：平成 15 年答申と同じ。その他、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモホルムも平成 15 年答申と同じ。総トリハロメタンについては、“TDI を設定できない。”とした。食品安全委員会の健康影響評価が平成 15 年答申と同じであり、それぞれ現行評価値を維持する方針であることから現行を維持する。
- 2) 農薬類のうちイプロベンホス、エソプロカルブ、ペントキサゾン、パクロブトラゾールの変更が示された。
- 3) 要検討項目に関する評価値等の検討

(1)過塩素酸

- a. 用途・存在等：過塩素酸塩は浄水処理に用いられる次亜塩素酸ナトリウムの分解過程においても生じるほか、ロケット、ミサイルの推進剤、火薬、花火、安全マッチ、信号炎管等で、生産量は1000 t 以上と推定されている。国内では、冬季に高濃度の過塩素酸が検出された（原水で5.2～13µg/L、浄水で5.5～15µg/L）。過塩素酸は、通常の浄水処理では除去できない。
- b. 基準等：JECFAのPMTDIを用いて算出された水道水中の過塩素酸（イオン）に関する評価値は25 µg/Lとなる。
- c. 対応：評価値の結果から、引き続き要検討項目として、存在状況調査等について知見の集積を図ることとする。

(2)塩化ビニル

- a. 用途・性質・存在状況：塩化ビニルは、主にポリ塩化ビニル等の樹脂の合成原料に用いられる物質で、我が国での生産量は300万トン程度である。
国内では、検出された地点が8地点あった。
- b. 基準：平成15年の厚生科学審議会の答申を受け、要検討項目として評価値を定めている。
- c. 規制：その後、WHO飲料水ガイドラインや米国EPA等の塩化ビニルの評価書をレビューし、現在の要検討項目の評価値の点検を行った。
- d. 対応：我が国の水道水中の塩化ビニルに関する評価値は0.002 mg/L (2 µg/L) となり、現

在の評価値を維持することが適切であり、引き続き、要検討項目として、存在状況調査によって知見の集積を図ることとした。

(3)PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）

- a. 用途・性質・存在状況：界面活性剤としての使用の他、種々の合成原料や消火剤に利用されている。
- b. 基準等：水道水質基準は、要検討項目（基準値の設定はない）に指定されている。WHOの飲料水ガイドラインでは、指針値の設定ではないが、今後の環境中の濃度等のデータの蓄積が必要とされている。
- c. 規制： POPs(ポップス)条約第4回締約国会議（2009年5月）で使用制限の対象物質として新規登録され、国内においては化審法において平成22年4月以降に製造・輸入・使用等が禁止される。
- d. 対応：より正確な曝露マージン（MOE）等を求めるため、飲料水濃度や環境中濃度のモニタリングの継続が望ましく、引き続き、要検討項目として、存在状況調査等について知見の集積を図ることとした。

(4)PFOA

- a. 用途・性質・存在状況：界面活性剤としての使用の他、撥水性コーティングや消火剤に利用されている。
- b. 基準等：我が国の水道水質基準としては、要検討項目（基準値の設定はない）に指定されている。WHOの飲料水ガイドラインでは、指針値の設定していない。
- c. 規制： POPs(ポップス)条約第4回締約国会議（2009年5月）において、使用制限の対象物質として新規登録され、国内においては化審法において平成22年4月以降に製造・輸入・使用等が禁止された。
- d. 対応：引き続き、要検討項目として、存在状況調査による知見の集積を図ることとする。

4) 施行は来年4月の予定となった。

2. 本検討会の委員（敬称略）

座長；眞柄泰基（学校法人トキワ松学園 理事長）

委員（あいうえお順）；浅見真理（国立保健医療科学院 水道工学部水質管理室長）、安藤正典（武蔵野大学 客員教授）、遠藤卓郎（国立感染研究所 客員研究員）、国包章一（静岡大学 環境科学研究所教授）、西村哲治（国立医薬品食品衛生研究所 生活衛生化学部長）、広瀬明彦（国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター総合評価研究室長）、松井佳彦（北海道大学大学院 工学研究科環境創生工学専攻教授）

*変更点及び詳細については、次号以降に掲載予定である。

下記のリンク及び次ページの日本水道新聞と水道産業新聞にも詳細が記載されているので参照してほしい。

◆リンク先：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/kijun100712.html>



12日に開かれた検討会

今後、食品安全委員会の審議で、トリクロロエチレンの耐容一日摂取量(TDI)が1・46μg/kg体重/日以下に強化される。これに伴い、薬品基準、資機材の材質基準、給水装置の浸出性基準のうち水栓その他末端給水用具の基準値は、0・003mg/L以下から0/001mg/L以下に、給水装置の浸出性基準のメタン、プロモホルム、総トリハロメタンは、現行基準値を維持。農薬類では、イプロベンホスが0/008mg/Lから0・09mg/Lへ、エスプロカルブが0・01mg/Lから0・03mg/Lへ、ベントキサゾンが0・2mg/Lから0・6mg/Lへ評価値を緩和。パクロトラゾールは0・1mg/Lから0・05mg/Lに強化する方針を確認。水質管理目標設定項目の第1候補群7物質について、水質基準項目への格上げは必要ないとしている。	うち末端以外の給水用具または給水管は、0・03mg/L以下から0・01mg/L以下に改正となる。平成15年度から5力作で現行評価値の10%値を超過した事業体に対応を聞いたところ、全事業体が他水源からのバックアップやエアレーション設備の設置などにより、基準を達成することが可能なことが判明している。	また、最近の食品安全委員会による食品健康影響評価を受けて、水質基準項目のクロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタンは、現行基準値を維持。農薬類では、イプロベンホスが0/008mg/Lから0・09mg/Lへ、エスプロカルブが0・01mg/Lから0・03mg/Lへ、ベントキサゾンが0・2mg/Lから0・6mg/Lへ評価値を緩和。パクロトラゾールは0・1mg/Lから0・05mg/Lに強化する方針を確認。水質管理目標設定項目の第1候補群7物質について、水質基準項目への格上げは必要ないとしている。
---	--	--

厚生労働省の「水質基準逐次改正検討会」(座長 眞柄泰基トキワ松学(環境理事長))は12日、平成22年度の初会合を開き、基準強化の方向が出されていたトリクロロエチレンについて、現行0・03mg/L以下から0・01mg/L以下へ強化する従来方針を確認した。今後、パブリックコメントを実施し、来年4月から施行する予定。また、内閣府食品安全委員会の新たな健康影響評価を受けて、最新の科学的知見に基づき農薬類の一部で評価値を緩和・強化する改正方針を了承した。

逐次改正 検討会 過塩素酸で評価値示す

厚労省

トリクロロエチレン 基準強化へ

過塩素酸で25μg/L

の数値が引き上げられたほか、トリハロメタンは現行の評価値を維持、水質管理目標設定項目への格上げも検討している。POP条約で使用制限対象に新規登録され、今年4月以降、化審法で製造・輸入・使用等が禁止されることになったPFOS、その類似物質のPFOAは、引き続き評価値を検討していくことを了承した。

(一部追って詳報)

トリクロロエチレン強化へ

厚労省「過塩素酸」格上げも

水質基準 0.01mg/Lに

トリクロロエチレンの水質基準が現行の0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に強化される。内閣府食品安全委員会での食品健康影響評価結果を受けてのもの。厚生労働省水道課では来年4月から新基準値を施行したい考えた。トリクロロエチレンは工業用の溶媒などに用いられる合成化学物質。水道統計の資料からは、近年改定基準値を超えて水道水から検出された例は稀だと確認できる。しかし、汚染された地下水を水源とする場合には特異的に高濃度に存在する場合があるという。特に専用水道などでは改定基準値に注意する必要があるとみている。

今回の基準値強化について、方向性が示され、その上で、今年度第1回は今年2月の厚生科の後食品安全委員会への諮問も行われている。厚学審議会生活環境水道部 諮問も行われている。厚 検討会(座長山真柄泰)

基トキワ松学園理事長が開かれ、従来の方針通り基準値を強化することを確認した。

平成19年度水道統計水質編によれば、17年度から19年度までの間、0.01mg/Lの10%超過は毎年70~100件、50%超過は約10件、改定基準値の超過は約3件あった。水質基準とそれに伴う薬品基準や資機材の材

質基準、給水装置の浸出性基準なども強化される。水道課では食安委で

の議論を待つ。秋にはハプリックコメントを募集するなどの手続きを進め、来年4月からの新基準値施行をめざす。

また、現行では要検討項目に位置づけられている過塩素酸の知見を収集する方針が示された。海外での評価値設定に対応したもので、存在状況の調査結果によっては水質管理目標設定項目への格上げも検討するという。

水道課では、来月に予定している「水質水質検査法検討会」と9月の「水道における微生物問題検討会」でも審議した上で、この暫定的な対応について水道事業者と周知を図りたいとしている。ハンドフォード法は、他の方法より検査が容易と、自前で水質検査を実施する水道事業者のほとんどが採用しているという。この件は今年2日に開催された日本水道協会衛生管理調査委員会でも報告された。製造中止の増地が数社と、製造されているという日本水協水質課では、現在出回っている増地の買い占めに走らないよう呼びかけている。

指標菌検査で暫定措置 ハンドフォード法培地製造中止

この日の検討会では、クリプトスポリジウム等の対策に関する議論もあった。養殖汚染の指標として有効とされる嫌気性

芽胞菌の検査法の1つ、「ハンドフォード改良寒天培地法」の培地が製造中止されている。この秋にも仕庫が戻るなどのメ

ーからからの情報を踏まえたものの、新たな検査法を採用するまでの暫定的な対応として、「クリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年)の「原水等の検査」の事項で、指標菌を大腸菌に読み替えるなどの措置を例示した。